

第15回豊島廃棄物等技術委員会議事録

平成15年6月29日(日)

11:00~14:30

場所：香川県直島環境センター

1、開会

出席委員

永田委員長
武田副委員長
猪熊委員
岡市委員
河原委員
坂本委員
堺委員
鈴木委員
高月委員
○田中委員
○中杉委員
横瀬委員

○は議事録署名人
(欠席：門谷委員)

1、開会

【傍聴人の意見】
<直島町代表者>
特になし

<豊島住民代表者>

・西揚水井の水位をTP-4.00mになるよう揚水を続けて欲しい。
これらについては、関連する議題の審議の中で検討することとなった。

2、審議・報告事項

①中間処理施設の引渡性能試験（第1回）の結果について（報告）

『改定 引渡性能試験マニュアル』に準拠して第1回引渡性能試験を平成15年5月23日より6月13日まで実施し、定格連続性能を確認し、性能要件を満足したことを報告し、了承された。また、2回目の引渡性能試験に向けての改善点やスラグ中の鉛含有量の低減案を提案し、了承された。以上の変更に伴うマニュアルの一部変更も了承された。

【引渡性能試験（第1回）結果の概要】

（1）有効時間外に行われた排ガス測定（バッチ測定）の有効性

排ガス測定（5月26日：バッチ測定）の結果、1号炉は溶融炉処理量以下による有効時間外であり、1日としてみた場合の処理量（77.32t/日）は、下限基準（80t/日）に近く、時間あたりでも下限値相当（3.33t/h）を大きく下回る時間はなかった。また、同日の排ガス測定（連続測定）結果を有効時間内のものと比較においても大差ないことが確認できた。

(2) 豊島廃棄物等の性状と処理能力

豊島廃棄物等の低位発熱量と各炉における1日当りの処理量との関係について、試験の結果は、定格処理能力の範囲に入っており、性状変動する廃棄物に対して焼却・溶融炉の定格処理能力は、中間処理施設の引渡性能試験マニュアルの参考資料2「低格処理能力の考え方」で十分表現できることが解った。

(3) 豊島廃棄物等の組成と発熱量

豊島廃棄物等の灰分と可燃分の成分構成および低位発熱量が溶融炉の熱収支からの推定される値と異なっていた。第1回引渡性能試験期間のサンプリング箇所は受入ピットであり、前処理前であるためSD系由来の可燃物は比較的の形状の大きいものが多く、この分が測定に反映されていない可能性が高いことから、第2回引渡性能試験以降は前処理後の溶融炉投入ピットの可燃物、不燃物についてそれぞれ分析するのが望ましい。

(4) 土壌比率と発熱量

第1回の性能試験においては、土壌比率最大の物質を処理対象物として土壌系35%、SD系65%を目標に処理を行った。

土壌比率最大(35%)の場合の想定された発熱量は約4500kJ/kgであったが実際は5000~9000kJ/kgとなり想定された土壌最小の物質と同等になった。

過去の調査(平成10年8月技術検討委員会報告書I-4-36)において、豊島廃棄物の可燃物当りの低位発熱量が最大6000kJ/kgであるのに対し、今回、使用したSD系では最大7700kJ/kgを示した。これは豊島廃棄物中のSD系については焼却済み残渣が一定量含まれていると想定されていたのに対し、現在の掘削地域にはこうした残渣がほとんど含まれておらず、このため発熱量を上昇させる結果になったものと推定された。

(5) 第2・3回目の性能試験処理対象物

当初計画において第1回目性能試験は土壌比率最大の物質(土壌比率35%)、第2回目平均的な性状の物質(土壌比率25%)、第3回目土壌比率最少の物質(土壌比率0%)としていたが今回の結果から、第2回目は土壌比率40%、第3回目は土壌比率45%を目標に処理対象物を設定するのが妥当と思われる。

【改善点概要】

第1回引渡性能試験の結果では、

- ・豊島廃棄物等の性状のかなり大きな変動がみられること。
- ・溶融炉の熱収支から求めた低位発熱量と処理量の関係には一定の関係があること。

などが判明したことから

(1)「引渡性能試験マニュアル(案)」の参考資料2「定格処理能力の考え方」に記載した主燃焼室輻射伝熱量と廃棄物の性状から処理能力を求める式において、廃棄物の水分20%、主燃焼室温度を操炉範囲の1,300°Cから1,400°C、廃棄物溶流点温度を1,260°Cとして求めた性能曲線内に、日処理量あるいは性能試験期間平均の処理量(いずれも有効時間で判断する)が入っていれば、定格処理量を満足したものと判断する。

(2) 第2回ならびに第3回引渡性能試験における処理対象物について

第1回の試験では処理対象物が予想と異なり、目標とした「土壌最大」に該当しないものとなっていることから、第2回目は「平均的性状」、第3回目は「土壌最少」を予定しているが、第1回目が「土壌最少」に近かったこともあり、「第2回目は土壌比率40%(平均的性状)、第3回目は土壌比率45%(土壌最大)を目標に処理対象物を設定」する。

(3) 県で実施した豊島廃棄物等の組成並びに発熱量等の分析結果と溶融炉の熱収支および可燃・不燃ピットのサンプリング分析の結果には大きな差が生じており、この差違は、サンプリング位置の違いからくる試料の差によるものと考えられる。そこで、県で実施する豊島廃棄物等のサンプリング位置を可燃ならびに不燃ピットに変更する。

(4) 第1回引渡性能試験期間中に3件の軽微な故障等の報告がクボタよりあり、それぞれ以下のような対策を施す。

- ・ボイラー水位極低誤検知に伴う炉の緊急停止と再昇温中のCO要監視レベルオーバーの改善

- ・ガス冷却室出口での流路閉塞の改善

- ・第2ダストコンベヤベルトの一部損傷の改善

【マニュアルの変更点の概要】

- ・処理対象物の重量比率を低位発熱量のデータで整理する旨を記載した。(p 2)
- ・請負者が取得した評価データの整理方法を追加した。(p 10)
- ・第2回、第3回性能試験では、確認項目である処理対象物として、豊島廃棄物等溶融炉投入ピットの可燃物、不燃物、直島町一般廃棄物を分析することとした。(p 22)
- ・定格処理量の評価を行うため、溶融処理量の推定と豊島廃棄物等の乾燥前重量への換算方法について整理した。(資料1)

【スラグ中の鉛含有量の低減案の概要】

第1回引渡性能試験時に参考データとして取得したスラグ中の鉛の含有量の測定値は、**49mg/kg～154mg/kg**であり、6月8日～6月11日の測定値は土壤汚染対策法(平成15年2月15日施行)での土壤含有量基準(150mg/kg)を超えていた。酸化鉛(PbO)の融点は1470°Cであるのに対し、塩化鉛(PbCl₂)の融点は950°Cである。主燃焼室内の酸素濃度を0に近づけると溶融処理物中に含まれる鉛の酸化反応が抑制され、代わりに溶融処理物中の塩素との反応が優先的に進み鉛は塩化鉛(PbCl₂)として排ガス中に揮散される傾向が強くなるとの研究成果(上林史朗、阿部清一、古角雅行：第8回廃棄物学会研究発表会講演論文集,pp677～679(1997))があることから、スラグ中の鉛含有量の低減には主燃焼室内を還元雰囲気にする方法を採用することとする。

これらに対して委員から次のとおり意見があった。

- ・今回の土壤汚染対策法では、測定方法が変わったので注意しておくこと。基準をクリアできなかったからといって、直ちに利用できないということではない。土壤汚染対策法の基準の意味を良く理解しておくこと。また、大気に関しては、水銀、ニッケル、ヒ素についても指針値が決まりつつあるので、注意しておくこと。
- ・スラグ中の鉛を減らすように運転することや土壤比率を増やすことによって何か他への影響は出ないのか。
- ・スラグの再処理計画を作成すること。

②引渡性能試験(ロータリーキルン)に使用する溶融不要物について(審議)

【概要】

現在、ロータリーキルン炉の引渡性能試験に必要な量の溶融不要物が確保できていない(定格連続運転で1t/時間以上×24時間=24t/日以上の処理能力を確認する。)ことから、仮置きをしている鉄及び岩石類をロータリーキルン炉の引渡性能試験の対象物としたい。ただし、洗浄完了判定を行っている洗浄物はほぼ合格の見込みであることから対象外としたい。第3回目の引渡性能試験で実施する予定である旨説明し了承された。

③処分地内の浸出水の取り扱いについて(審議)

【概要】

(1) 現況

- ・西揚水井より1日76m³(6月9日～6月23日平均)を高度排水処理施設に導水し、処理

を実施している。西揚水井からの揚水量が高度排水処理施設の定格処理量 65 m³を超えていることから、北海岸揚水孔からの導水は行っていない。

- ・台風対応により 6月 18、19、20 の 3日間、掘削現場浸透トレーニングに約 810 m³を還流したこと、梅雨時期で降雨が多いことなどから、北海岸東詰めでは遮水シート法面から浸出水が出ている。
- ・西海岸小段からの浸出水は、6月 10 日から止まっている。

(2) 当面の対応

- ・西揚水井からの揚水は、フロートスイッチにより、TP=+1.0~1.5mで制御し、揚水は高度排水処理施設に導水する。
- ・高度排水処理施設（計画水質 COD1,000mg/l、計画水量 65 m³/日）については、定格 65 m³の処理水量で稼動しているが、発注時の想定原水と比べ低い水質濃度であること、また、設計計算上処理水量で 1 割程度の余裕が見込まれていることから、当面、処理水質をみながら、設計の余裕の範囲内で運転を実施する。
- ・当分の間、上記の作業を実施し、北海岸揚水孔水位、西揚水井水位及び揚水量を監視していく。なお、高度排水処理施設から海域への放流は 1 日 65 m³とし、残りの処理水は仮設道路等の散水等に利用する。

以上説明し了承された。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

- ・地下水の流況を調査解析しながらしばらく様子を見る。水バランスも考慮してシミュレーションを早急に行なうこと。それに基づいて、高度排水処理施設の処理能力の増強も考慮して対応計画を作ること。
- ・水質については、COD 以外は問題ないので当面は造成土の汚染は心配ないと考えるが、揚水の水質は監視しておくこと。

④掘削区域東側の雨水排水路について（審議）

【概要】

中間処理施設の引渡性能試験のため廃棄物等の掘削作業を実施中であるが、掘削の進捗に伴い掘削区域東側に設置している雨水排水路（コルゲートフリューム 350×350）下の土砂の中にも廃棄物等が存在することを確認した。

- ・平面的な取合せの関係から雨水排水路を背後地へ移設することは難しい。
- ・雨水排水路を一時撤去して下部の廃棄物等を撤去後に再設置することは、縦断的な取合せの関係から難しい。

ことなどから、当面の間、集水区域からの雨水は掘削区域の廃棄物層へ流入・浸透させるものとし、掘削の進捗に伴い、地形的及び雨水排水路の構造的に施工が可能となった場合は、雨水排水路を再設置し、雨水を北海岸へ放流することとした。

旨説明し了承された。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

- ・掘削時のダイオキシン類を含む粉塵等が水路から沈砂池 2 に運ばれることが心配である。なるべく早く撤去したほうが良い。

⑤特殊前処理物の処理について（審議）

(1) 岩石類の取扱について

岩石、コンクリートについては自走式油圧クラッシャーにて破碎しているが、破碎時に小石や砂状の物が発生する。破碎物に対して1割から1.5割と少量であり、また、水洗浄を行うことが困難であることから、発生する小石、砂等については、空のドラム缶に入れ反転装置にて中間保管・梱包施設の中間保管ピットに投入し、直島に搬送後溶融処理としたい。

(2) 水洗浄について

水洗浄の方法を定めるため、予備試験的に、岩石、コンクリート、鉄、合わせて約4tの水洗浄を行ってみた。自動高圧水洗浄装置で、高度排水処理施設の処理水(300L)で3分45秒間洗浄した後、上水(100L)で1分15秒間すすぎ洗浄する。

洗浄完了判定試験の結果が合格の場合は、この方法を当面の水洗浄の方法とし、今後も実績を蓄積し、水洗浄マニュアルを作成したい。

(3) 2重ドラム缶の取扱について

2重ドラム缶の取扱については「特殊前処理物の取扱マニュアル」や「豊島廃棄物等対策事業における作業環境管理マニュアル」等に定めているが、具体的な取扱方法を以下のようにし、第3回の引渡性能試験で処理を実施したい。その結果を反映しマニュアルを修正したい。

・作業の安全確保

- 作業員は油圧クラッシャー運転者1名及び補助者2名で行う。
- 熟練するまで県監督員が立ち会い、作業環境の測定を行いながら実施。
- 防塵・防毒マスク、保護メガネ、ゴム手袋着用。
- ガスが発生している恐れがあるため2重ドラム缶の開封も集塵ダクト前で行う。

・内容物の分離方法

- 集塵ダクトの前の専用作業台の上で行う。
- 専用作業台は格子状で下部がロート状になったもので、その上に2重ドラム缶より化学物質入りのドラム缶を取り出し油圧クラッシャーで慎重に破碎する。
- 内容物を空き容器(2重ドラム缶)で受ける。
- 上部に残った鉄板は自走式油圧クラッシャーでパレットに取除く。
- 内容物は元の2重ドラム缶に移しかえる。
- 再び空になった容器は洗浄後次の処理作業に利用する。

旨説明し了承された。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

- ・3回目の引渡性能試験立会の際に水洗浄実施状況を委員に見てもらうこと。
- ・2重ドラム缶の処理も第3回目の引渡性能試験のときに実施してはどうか。

⑥各施設等のこれまでの作業を実施しての問題点とその対応について(審議)

作業日報や報告などに基づき各施設ごとに整理した結果を報告下した。今後も同様な整理を行ない事例集としてまとめ、従業員の教育等に活用することとする旨説明し了承された。

- ・今後もひやり、ハットについてその都度、報告させ実態を調査しながら、健康管理委員会などとも協議して事故の未然防止を図る必要がある。

⑦各種マニュアルの修正について(審議)

次のとおり説明し、了承された。

【修正概要】

(1) 暫定的な環境保全措置の施設等に関する維持管理マニュアル

揚水施設（西海岸）や雨水等貯留施設（沈砂池1、承水路及び水門）について、通常時、異常時及び荒天時の対応を新たに規定した。

(2) 廃棄物等の均質化マニュアル

仮設道路の粉塵発生の防止や掘削区域外への廃棄物等の持ち出し防止のため、散水車を使って、高度排水処理施設の処理水や沈砂池の水を散水することや掘削現場入口に仮設小屋を設置し、入場時に靴を履き替えることとした。また、高圧洗浄器でタイヤの洗浄を実施することなどを明記した。

(3) 中間保管・梱包施設の運転マニュアル

切出しコンベアの閉塞について閉塞を起こさない運転方法をおよび除去手順をマニュアル中に明記した。

(4) 特殊前処理物の取扱マニュアル

岩石を小割する際に発生する小石や砂(花こう土)の取扱を明記した。

(5) 中間保管梱包施設における廃棄物等の保管・積込マニュアル

切出しコンベアの閉塞について、閉塞防止策をマニュアルに明記した。

(6) 高度排水処理施設の運転維持管理マニュアル

高度排水処理施設内でぬめりが発生しているが、現在発生しているぬめりは次亜塩素酸ソーダで洗浄し除去することとし、今後、ぬめりが確認されれば、その発生原因の究明及び発生抑制の対策が確立されるまでの間、活性炭吸着処理設備、キレート処理設備における逆洗工程の頻度をあげることを追加した。また、暫定的な環境保全措置の施設等に関する維持管理マニュアルの修正に伴い、通常の管理（揚水施設、浸透施設、雨水等貯留施設の監視）、異常時の対応（揚水ポンプの故障、送水管の破損、浸透トレーンチの異常高水位、浸出水の漏出、沈砂池の汚染）、荒天時の対応（異常降雨時）を追加した。

(7) 異常時緊急時対応マニュアル

異常時緊急時について、直島環境センター、直島町及び豊島住民会議への連絡を、請負者及び県から直ちに連絡するよう修正した。また、暫定的な環境保全措置の施設等に関する維持管理マニュアルの修正に伴い異常時の対応（沈砂池の汚染（排水路が汚染された場合及び沈砂池の水質が管理基準値を超過した場合））を追加した。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

- ・暫定的な環境保全措置「臭い」への対応が抜けている。追加すること。
- ・アンチモンが水の基準に加わる。注意しておくこと。

⑧豊島北海岸のアマモ場における出現魚類調査結果について（報告）

6月期の豊島廃棄物等処理事業に係る豊島周辺環境モニタリング（生態系調査）に併せて、北海岸のアマモ場における出現魚類調査を実施したので、その結果をとりまとめた。

(1) 調査場所 豊島北海岸

(2) 採取方法

- ①タテ網（長さ 150m、幅 1.2m、網目 6 節（約 3cm））：1 張
- ②籠網（1 辺 0.5×0.5×1.0m、網目 16 節（約 1.5cm））：5 個

(3) 調査機関

- ①魚類採取 ; 民間委託
- ②選別、定量、同定 ; 水産試験場、廃棄物対策課、環境保健研究センター

(4) 調査結果の概要

- ・タテ網による採取 タナゴ、クジメ、メバルをはじめとした 12 種、計 7089 g の魚類を

採取した。

- ・籠網による採取 クサフグ、イシガニをはじめとした 9 種、計 1519 g の魚類を採取した。

- ・その他

アマモ生育範囲は、平成 15 年 6 月 18 日（木）の測定結果であり、面積は 59,052 m² であった。先回 14 年 6 月 (64,062 m²) の結果と比較すると、沖側は変化がなかったが、岸側が減っていた。

旨説明し了承された。

⑨廃棄物等の掘削・混合作業中の着火に係る原因究明のための実験結果（報告）

（1）廃棄物温度上昇試験

繊維類、木くず、スポンジ、プラスチック類、ゴム類、その他（5 mm 以下廃棄物）を各々石英皿に入れて、120°C から 350 度まで 15 分間隔で段階的に温度上昇させた結果は次のとおりであった。

- ・白煙が発生し始める温度はいずれも 200°C 前後であった。内部温度が約 250°C 程度になると、明らかに白煙が発生した。

- ・350°C まで温度上昇させても、着火は認められなかった。

- ・350°C まで温度上昇試験終了後の検体は表面が黒く炭化していた。プラスチック類は溶融していた。

（2）350°C 加熱・空気吹付け着火試験

繊維類、木くず、スポンジ、プラスチック類、ゴム類、その他（5 mm 以下廃棄物）を各々石英皿に取り、350°C に設定した電気炉に 10 分間入れて加熱後、直ちに、白煙が発生している廃棄物に空気を吹き付けて着火の有無を調べた結果は次のとおりであった。

- ・繊維類、木くず、スポンジは炭のように赤く着火したが、炎は発生しなかった。

- ・その他（5 mm 以下廃棄物）は土でない部分が所々着火したが、炎は発生しなかった。

- ・ゴム類は激しく白煙が発生したが、着火しなかった。

- ・プラスチック類は溶融したが着火しなかった。

旨説明し了承された。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

- ・生石灰が水と反応して消石灰になる場合の温度上昇のシミュレーションをしておくこと。

⑩情報表示システムの試験運用について（報告）

1. 情報表示端末の設置

7 月上旬に、施設等の作業・稼動情報及び自動環境測定情報を試験的に配信するため、直島町役場（平成 15 年 6 月 26 日）及び豊島交流センター（平成 15 年 6 月 27 日）に、情報表示システムの専用端末を設置した。

2. 試験配信と本格配信

試験配信期間中においては、システムの稼動状況の確認及び県職員に対する入力研修を行うとともに、関係者の意見を聴いて表示内容の修正等を行い、その充実を図ることとする。

試験配信は、中間処理施設の引き渡しが完了し本格処理が開始するまで行い、当該期間内に所要の修正等を行う。

3. 運用時間

運用（情報の配信）は、24 時間行う。

4. 情報表示システムの特長

- ① 年長者等への配慮について（スクリーンセーバー及びトップ画面）
 - ・専用端末には、年長者等の利用に配慮し、機器操作を行うことなく情報が確認できるよう、次のスクリーンセーバーを組み込む。

（豊島側）高度排水処理施設のCOD, pH, SS及び沈砂池1のCOD, pHの最新の1時間平均値を、表形式により管理基準値と対比する形で表示

（直島側）1号溶融炉、2号溶融炉及びロータリーキルン炉のNOx, SOx, HC1, CO, ばいじんについて、COについては最新の4時間移動平均値を、それ以外の4項目は最新の1時間移動平均値を、表形式により管理基準値と対比する形で表示

- ・マウス操作を行った際に表示されるトップ画面には、手入力による最新情報を集約し、スクリーンセーバーとトップ画面とでおおよその事業の進捗が把握できるようにする。

② データの表示方法について

- ・環境計測項目の表示については、計測値の表示とともに基準値等も表示する。現在値が基準値等を超過した場合には、現在値を赤色表示する。
- ・自動測定環境情報等の自動で測定する情報は、48時間グラフ表示を行う。
 - ・各表示項目から「言葉の説明」を表示したページにリンクを張り、項目の内容が容易に把握できるようにする。

③ 表示項目について

- 溶融スラグ検査結果
- 周辺モニタリング結果
- 環境計測結果
- 豊島及び直島における作業監視カメラ画像
- 豊島廃棄物等処理事業の説明ビデオ映像（端末自体に組み込み）

④ データの更新方法について

当面の運用については別添「表示情報項目一覧（案）」のとおりとする。手入力項目について、自動表示にできるものは順次移行を行う。
旨説明し了承された。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

- ・手入力項目も、順次、自動表示できるように改善していくこと。
- ・発信者側も十分データの持つ意味を理解して情報提供を行なうこと。目的別に検索できる方法も検討すること。
- ・風向、風速は10分値である。

①溶融スラグの有効利用について（報告）

平成15年4月からの中間処理施設の試運転開始に伴い、溶融スラグが生成され始めている。「溶融スラグの出荷検査マニュアル」に従い、基準を満たしたスラグを使用して確認検査を行なう。なお、溶融スラグの本格的な有効利用に向け、確認試験及びPR等の実施を下記のとおり進めていく。

- ・PR等の実施
 - ・試作道路の展示
 - ・2次製品・スラグ等の見本の展示
 - ・フィールド工事（H15.3.8の第13回委員会で報告済）
 - ・パイロット工事
- 旨説明し了承された。

⑫豊島廃棄物等処理事業健康管理委員会の設置について（報告）

豊島廃棄物等処理事業における廃棄物の掘削・運搬作業や中間処理施設内の作業など、各種作業に携わる作業員及び職員の健康確保を図るために豊島廃棄物等処理事業健康管理委員会を設置（平成15年6月23日）し、第1回健康管理委員会を平成15年6月25日に開催し、委員長の選任を行なった。その場で

- ・豊島での処理は、現場のふん塵、騒音が気になる。掘削現場の特殊性から継続的な安全衛生の確立が必要である。

- ・中間処理施設では、非常時（修理等）の安全衛生の注意が必要

- ・マニュアル等も最初を守られてもそれが継続されることが大切。日常作業では注意している点が、非定型的な作業（ピット点検、各種清掃）では油断をして酸欠などの事故事例がある。その点を注意すること。

- ・中間処理施設内や豊島側施設の騒音を測る必要がある。

- ・個々の企業の産業医との連絡を密に図る必要がある。

- ・継続的なデータを蓄積していくことが大切である。

などの発言があった。このうち騒音測定については、作業環境管理マニュアルに測定項目として追加したい。

以上説明し了承された。

⑬見学者対応について（審議）

豊島、直島における見学者の対応マニュアルを作成した旨説明し了承された。

⑭豊島廃棄物等技術委員会報告書について（報告）

豊島廃棄物等技術委員会報告書（第I編 施設整備編、第II編 マニュアル編（中間処理施設の維持管理マニュアルは除く）及び第III編 環境モニタリング編）の原案が概ね完成したことから、各委員に内容を確認いただいて関係者にお配りしたい。なお、マニュアル編については、今後、修正・追加等による加除が便利なように電子媒体（CD-ROMなどを予定）により配布することとする旨説明し了承された。

これに対し委員から次のとおり意見があった。

- ・施設整備編及び環境モニタリング編もCD-ROMにより配布すること。

⑮今後の検討事項等について（報告）

今後の検討事項等について次のとおり口頭報告を行い、了承された。

- ・中間処理施設の運転維持管理マニュアルを作成し、次回委員会で審議予定。

- ・事業実施に当たり更なる問題点等が発生した場合は、その都度、技術アドバイザーに指導いただき、マニュアルの変更も含め対応する。陸上、海上輸送関係については、鈴木委員に技術アドバイザーに就任いただいた。

- ・異常時緊急時の対応についての教育及びシミュレーション訓練の実施

- ・県職員と業者による各施設毎の訓練（引渡性能期間中）

- ・地元及び関係機関も含めた総合訓練（本格稼動前）

これら訓練を行なう中で、連絡方法や体制、関係機関との連携などについても、確認し、改善を行なう。

- ・見学者対応については、本格稼動に向けて、直島、土庄町や住民とも協力しながら、早急に受け入れ体制を整備する。また、パンフレット、説明パネル板などについても、ご意見をいただきより良いものにする。

- ・掘削、輸送、中間処理、副生物の利用等の基本計画、年度計画の作成し報告する場を設

ける。

- ・本格稼動に際し、豊島廃棄物等管理委員会（仮称）を設置する必要がある。

3、配布資料の取扱について

すべての資料を公開することとなった。

（修正の必要がある資料についてもその旨コメントしたうえで公開する。）

4、閉会

【傍聴人の意見】

〈豊島住民代表者〉

①地下水の流れが北から西に変わったのではないか。西揚水井の水は汲み続ける必要があるのではないか。

これに対して委員から、

・これから地下水の流況などを十分調査して、対応する必要がある。現在の対応は暫定的なものと理解されたい。との回答が行なわれた。

〈直島町代表者〉

特になし